

1. 件名：「東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所・福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更及び東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所第1～4号炉の廃止措置計画変更に関するヒアリング」
2. 日時：令和5年1月10日（火） 13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー 他7名※
5. 自動文字起こし結果
別紙の通り
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1：柏崎刈羽／福島第二原子力発電所 受動形個人線量計の導入に係る運用の詳細及び各条文の整理等について
資料2：福島第二原子力発電所 受動形個人線量計の導入に伴う廃止措置計画の変更について（審査会合における指摘事項の回答）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	こちら規制庁の福原です時間となりましたのでただいまからヒアリングを開始したいと思います。
0:00:07	まず、東京電力の方から資料についての説明をお願いいたします。
0:00:18	はい。東京電力ホールディングスの向田と申します。
0:00:23	私の方からまず資料の1についてご説明いたします。
0:00:29	2、2ページめくって2ページ目になります。
0:00:33	本資料につきましては、
0:00:35	保安規定変更申請の補足説明資料、補足資料でございます。
0:00:41	2ポツ、線量管理の全体像についてとで、まず2.1にですね発電所ごとの線量管理について記載しております。
0:00:52	柏崎2Fにつきましては現状電子式線量計を使用して線量管理を行っております、電子式線量計を処理することで日々の作業管理、
0:01:04	及び定期的な測定評価による線量管理を実施しております。
0:01:09	今回自動型個人線量計の導入によりまして、
0:01:14	2023年4月からになりますけども、各発電所で個人に自動型個人線量計を対応して、
0:01:23	管理、
0:01:25	宇井議員。入院して作業します。
0:01:28	管理区域入院以外につきましては各発電所の事務所等に保管、個人児童課の個人線量計を保管いたします。
0:01:37	毎月英語自動型個人線量計をですね、発電所単位で回収しまして、JAB認定測定サービス事業者、
0:01:46	測定を依頼いたします。
0:01:49	測定結果をJAB認定測定サービス事業者から受領した。
0:01:54	あとですね、測定結果を確認して線量管理システムに登録すると。
0:01:59	そういった流れとなりました。
0:02:02	こちらについては発電所ごとにですね、
0:02:05	管理しております、どこの発電所でいつどのくらい線量を受けたか。
0:02:10	というのが、把握できるように管理いたします。
0:02:15	次のページになります。
0:02:18	2.2の自動型個人線量計の導入に伴う、
0:02:22	線量管理の詳細について、
0:02:25	ということで、
0:02:26	こちらはもともと4ページ目に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	流れのフローの図がありましたけども、
0:02:32	ちょっと追加して、
0:02:36	明記したところを、
0:02:38	ご説明いたします。調達からですね、排風資料館改修測定依頼のところまでは、前回ご説明した内容と変更ありません。
0:02:50	その次の測定結果の登録線量管理、個人への通知のところですけども、
0:02:56	当社の取りまとめグループは測定結果をシステムに登録し、
0:03:00	確認線量を用いた線量管理を実施。
0:03:06	いたします。
0:03:07	確認線量を超えたものに関しましては今後の作業予定。
0:03:11	予想線量、線量管理等を協議すると。
0:03:16	いった形で線量管理を行って、
0:03:20	明日、
0:03:21	また、
0:03:23	当社の取りまとめグループは個人線量の測定結果について社内の各個人に通知をいたしております。
0:03:32	協力企業従業員の放射線管理につきましては、
0:03:37	協力企業との工事契約時等におきまして保線管理上の従事事故、注意事項。
0:03:43	事務手続き等を示した放射線管理仕様書を遵守することを要求しております。
0:03:50	取りまとめグループはですね、各社の線量結果がシステムに登録されていることを確認して、
0:03:57	確認いたします。
0:03:59	確認線量、12名支部となりますけども、を用いた線量管理を、こちらも社員と同様に実施いたします。
0:04:09	一方で協力企業の放射線管理につきましては、放射線管理仕様書に基づき、
0:04:15	放射線管理を実施いたします。
0:04:19	外部被ばくの線量管理につきましては当社と同様、
0:04:23	各作業員に自動型個人線量計を着用。
0:04:27	させて毎月JAB認定測定事業者へ自動型個人線量計の測定依頼。
0:04:34	測定を確認して当社に報告。
0:04:38	個人線量の測定結果を括弧内に通知すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:41	形で実施して参ります。
0:04:48	2 ページといひまして 5 ページ目になります。
0:04:51	移動型個人線量計の導入に伴う各条文の整理、
0:04:56	今回
0:04:58	各条文に紐づくマニュアルの記載案です。
0:05:04	表で整理した。
0:05:06	整理しましたのでこちらについて、
0:05:09	次ページからご説明いたします。
0:05:12	6 ページ目になります。
0:05:18	はい。まず柏崎 2 府の第 3 条、品質マネジメントシステム。
0:05:23	計画。
0:05:24	にですね。
0:05:26	4.2. 1 の一般のところ、
0:05:31	汚染管理基本マニュアル、
0:05:34	こちらもほぼ、
0:05:36	菅温泉管理に関わる保安規定の条文、
0:05:39	に紐づくマニュアルとなって、第 3 条に明記されております。
0:05:45	具体的に社内規定の記載案ですけども、大きく三つに分けて記載しております。
0:05:52	一つ目は自動型個人線量計の測定管理ということで、
0:05:57	こちらについては先ほど申し上げました通り
0:06:01	取りまとめグループ、こちら、例として放射線安全CMと書いておりますけども、
0:06:08	布施安全DMが行う、自動化と線量計の調達配備。
0:06:16	それから市市営、
0:06:19	それからBで、各GMが行う。
0:06:23	使用、自動型個人線量計の使用保管、
0:06:27	それからCで、
0:06:29	回収、
0:06:32	それからDで、
0:06:33	その取りまとめグループである星安全GMが、
0:06:37	測定会社に測定を依頼する。
0:06:41	から、測定結果の受領確認。
0:06:46	AAFで、その放射線安全GMが、測定結果をシステムに入力する。
0:06:54	えんじーで各個人に通知するといったことを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:59	マニュアルの方に記載いたします。
0:07:03	それから、(2)で電子線量計の測定管理ですけども、
0:07:07	まず共通事項としまして、電子式線量計を着用して、
0:07:16	作業情報登録してす、所定の部位に着用する。
0:07:22	それから作業予定防護支所に指定した。
0:07:26	警報設定値。
0:07:29	す。
0:07:31	郷製鉄の例試験連携を指示、荘司すると。
0:07:35	それから警報がメイドした場合については、現場から退避せない、そういった基本的な事項を定めております。
0:07:42	仮にちいの計画線量の管理ということで、これ日々の線量、
0:07:47	作業管理用になりますので、
0:07:51	電子線量計の警報が鳴動して、 γ 線1ミリを超えた場合については、
0:07:57	当該作業について保線作業届を労基署の方に提出されていることを確認して、提出されてる場合については、
0:08:06	定するように指示する。
0:08:08	ということを書いております。
0:08:11	それからCにつきましては保全業務従事者ではないですけども見学者の方ですね、見学者の方については、式線量計を用いて線量の測定を行わせませす。
0:08:21	それから、Dで、電子線量計の管理ということで、こちらで電子式線量計の選定ですとか、調達にあたっては、調達管理基本マニュアルに従うと。
0:08:33	購入した時期線量計の
0:08:37	受け入れ、構成点検校正した日付を台帳に記入してちょっと識別管理をすると。
0:08:45	それから(3)の配備のところ
0:08:50	原子力防災業務計画に基づく必要数量ですとか調達した電子線量計の校正点検力、使用実績等をもとに年度ごとに、
0:09:00	構成点検計画を定めて使用可能な電子式線量計を配備すると。
0:09:06	また、電子式線量計の点検校正、数量、
0:09:12	管理に関する
0:09:13	運用についても、このマニュアルに明記いたします。
0:09:19	(3)で協力企業の保全業務従事者の線量管理と、
0:09:24	ということで、こちらに各社、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	各企業さんの線量測定結果がシステムに登録されていることを確認すると。
0:09:36	評価対象つきですね。
0:09:37	月ごとに、システムよりデータを抽出して確認線量を超えているものの有無。
0:09:44	等を確認して、確認いたします。
0:09:51	次のページが、
0:09:53	柏崎の第 17 条、
0:09:56	重大事故発生時、
0:09:58	その体制の整備です。
0:10:02	こちらについての社内規定の記載。
0:10:05	になりますけども、(1)でまず、資機材の配備ということで、
0:10:10	個人用外部被ばく線量測定器、こちらで式線量計、
0:10:16	原子力防災要員の数以上ということで年 1 回の点検頻度で、
0:10:21	機能確認を行うといったことを定めております。
0:10:26	ちょっとその下の補足説明ですけれども原子力災害対策特別措置法解説にて、個人用外部被ばく線量測定器については、個人用外部被ばく線量測定器、
0:10:39	ではアラームメーターポケット線量計等を想定したものであり、測定値の読み取り時間がかかる。
0:10:46	フィルムバッチは好ましくないものであると。
0:10:49	あるため原子力防災資機材として、
0:10:52	は電子線量計を記載しております。
0:10:55	(2)で自動型線量計の方の調達の話です。こちらの本社の方ですね。
0:11:02	当社の原子力発電所において事故、
0:11:05	重大事故が発生した際には後方支援拠点用の自動型措置線量計を調達する。
0:11:11	ということをマニュアルに定め、
0:11:14	ルートにしております。
0:11:21	8 ページ目になります。
0:11:25	まず一番左の柏の 100 条。
0:11:29	2Fの 46 条の、
0:11:32	縫製業務従事者の線量管理等の条文となります。
0:11:38	こちらの社内規定はですね、
0:11:41	については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:43	法政安全GMは社内システムから毎月の評価。
0:11:48	線量評価結果と頭突きの電子線量計を合算した暫定値を出力しまして、
0:11:54	個人線量目標値、社内限度値等の乗降者がいないことを確認いたします。
0:12:06	長勝を確認した場合については、
0:12:09	今後の作業内容ですとか予想線量、
0:12:13	線量、
0:12:15	管理方法等を定めた線量管理計画の、
0:12:19	中身をですね、確認すると。
0:12:21	減った。
0:12:22	線量管理を行うことを明記。
0:12:27	閉会します。
0:12:29	130、50条のところは、APDという記載が、
0:12:35	こちらについては記載がなかったとなりますので、その一番右の106条と53条が、
0:12:43	協力企業の法線棒を、
0:12:46	の条文となります。
0:12:50	はい。こちらについては、
0:12:52	受注者は管理区域に立ち入る者に対し作業に対して受注者持ちの自動型個人線量計を作業員に着用させる。
0:13:03	なお個人児童型個人線量計を調達する際は、
0:13:08	JABの認定を受けた自動化と個人線量計を選定して必要数を確保する。
0:13:13	そういったことを要求いたします。
0:13:17	それから、これも従来から入ってますけども日々の作業完了として作業員に着用させます。
0:13:23	APDのね。
0:13:25	社長。
0:13:27	当社が対応する電子線積線量計については、
0:13:32	3日比野作業完了として作業員に着用させます。
0:13:35	それから、線量管理についても線量限度以下であることを確認すると。
0:13:42	線量管理についても要求しております。
0:13:46	それから、作業員の外部線量について自動化した個人線量計の測定値により、毎月1日を始期と鶴1ヶ月単位で評価を行って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	当社に報告をすると。
0:14:01	これによって当社がシステムに管理して
0:14:05	発電所全体の線量、
0:14:07	管理というものを行えるようになるということでございます。
0:14:12	はい。あと、受注者については個人線量の測定結果を各個人、各作業員さんに通知をする。
0:14:20	ことも要求しております。
0:14:22	それから部、受注者につきましても確認 1000 日を超え、
0:14:28	停留かどうかというところを確認しまして、こういった場合についても、先ほど同様に、今後の作業内容、予想線量線量管理方法等の全量管理計画について、
0:14:41	当社に核の確認を経て、それに基づく、
0:14:45	線量管理を引き続き行うといったことを、
0:14:50	温泉管理仕様書の方に明記いたします。
0:14:56	はい。最後の 9 ページ目になります 4 ポツの審査基準に対する、
0:15:02	当社支援業務従事者及び協力企業従業員の線量管理についてと、
0:15:10	でございますけども、
0:15:12	こちらについては審査基準の中で線量限度を超えないための措置。
0:15:17	蒲生定められていることを受けまして柏崎のホアシで 100 条。
0:15:22	Fの方で 46 条第 2 項に、所員の
0:15:26	汚染業務従事者の実効線量は、
0:15:30	法令に定める線量限度を超えないことの確認。
0:15:33	に関する規定を設定しております。
0:15:36	自動型個人線量計の運用については、第 3 条に紐づく社内規定に定めております。定めます。
0:15:45	一方で協力企業作業員の線量管理につきましては、
0:15:49	柏崎の保安規定 106 条 2 府本規程 53 条に、
0:15:54	協力企業の線防護上必要な事項を要求する。
0:15:59	規定を設定しています。
0:16:01	協力企業の放射線業務従事者の実効線量が法令に定める線量限度を超えないよう、
0:16:09	当社が線量管理を行うことについては、第 3 条に基づく費目で社内規定に定めております、定めます。
0:16:19	はい。資料 1 の説明については以上であります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:23	はい。続きまして資料 2 の説明を、説明者交代しまして、東京電力ホールディングスの檜崎からご説明させていただきます。資料 1 枚めくっていただきまして、2 スライド目からご説明させていただきます。
0:16:37	12 月 20 日の審査会合におきましてご指摘いただいた内容に対してです。ね当社の回答を本日ご説明させていただきます。
0:16:46	説明の内容については、3 スライド目からご説明させていただきます。
0:16:52	審査会合における指摘事項の回答ということで、12 月 20 日の審査会合における指摘、指摘事項としましては、当社から、
0:17:03	性能維持施設における個人管理用測定設備及び測定機能を、自動型個人線量計変更する旨のご説明をしたところ、以下のご指摘を受けたと認識しております。
0:17:15	受動型、個人線量計のように、外部事業者に維持管理を任せるようなものは、施設管理に基づくものではなく、
0:17:23	衛星の移設に該当するものではないと考えると。
0:17:27	保安規定との整合を図り、性能維持施設からの削除を検討することということで、ご指摘をいただいております。
0:17:35	そちらに対して指摘事項への回答としましては、
0:17:41	試算したの、不ポツ二つ上二つになりますが、
0:17:46	RI法施行規則改正に伴い導入する移動型保持線量計は、JABにて測定サービス事業者が測定し点検及び校正を実施することに、
0:17:58	なり、当社は自動型個人線量計に関する設備を有しないため、
0:18:03	愛知計画における性能維持施設はしないということがまず一つです。
0:18:08	またですね自動型個人線量計の運用については、保安規定の品質マネジメントシステム計画に紐づく写メ規定に定め、放射線業務従事者の外部被ばくの線量管理を今後実施していくこととしたいと考えております。
0:18:26	指摘事項を踏まえまして、廃措置計画変更認可申請書の補正を実施することとしまして具体的な内容につきましては次スライド以降に示しております。4 スライド目をご確認ください。
0:18:39	4 スライド目の方には、本文 6、性能維持施設の補正箇所を記載してございます。
0:18:46	下の説明の蓋、上二つのポツにつきましては、先ほど同様のご説明になりますが、
0:18:53	まず一つ目のポツにつきましては、まず排泄計画における清の移設はしませんということ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:00	二つ目に
0:19:03	本規定の品質マネジメントシステム計画に基づく社内規定に定めて放射線業務従事者の
0:19:09	内部被ばくの線量管理を実施していくということですね、これに伴いまして排出計画の関連箇所の記載を以下の通り補正することとしたいと考えてございます。
0:19:21	下の方に示してございますのは、福島第2の1号炉の廃止措置計画の補正内容でございます、234号炉もですね同じ補正を行う予定でございます。
0:19:34	下の枠で囲った表のところですね、上の方には補正前、廃措置計画変更認可申請書の記載を記載してございます。
0:19:46	下の方に補正を、
0:19:48	書いてございます。
0:19:49	補正前はですね、従来使用していたスピーデーからですね、今後導入する児童方個人線量計に記載を入れ替えることとして児童が個人線量計と、
0:20:05	記載してございましたが、これを補正しまして、受動型個人線量計に関する記載については削除することとしまして、それに伴いまして、
0:20:18	右の方のですね性能の方に記載がございまして、外部被ばくの線量。
0:20:25	を測定できる状態であることについての記載も削除するというので、
0:20:32	イの方の性能については個人のナイフ学線量を測定できる状態であることに補正をしたいと考えてございます。
0:20:41	続いて5スライド目になります。
0:20:44	5スライド目は、添付書類6。
0:20:47	性能維持施設及びその性能並びにその性能を、
0:20:52	維持すべき期間に関する説明書の構成箇所でございます。
0:20:57	本文6線の移設第6-2号の分に伴いまして、添付書類6につきましても、関連箇所を補正することとしたいと考えてございます。
0:21:09	下の、補正前補正後、書いてございますが、補正前のところ見ていただくとですね、1ポツ性能維持施設に必要な機能及び性能の部分について、
0:21:23	水第6表のですね、性能に関する記載。
0:21:30	は、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	下ミウラで書いてございますので、そちらについても同じようにですね、補正を行うこととして、外部被ばくに関する記載を削除することとしたいと考えており、ございます。
0:21:45	補正後の方に移っていただきまして、下の方になお書きとしまして、外部被ばくの線量管理に関する記載を追記してございます。
0:21:57	読み上げますと、なお、個人の外部被ばくの線量管理を行う運用については、本規程の品質マネジメントシステム計画に紐づく社内規定に定めると。
0:22:08	いうふうに記載を追記したいと考えてございます。
0:22:14	最後に 6 スライド目になりますが、
0:22:18	6 スライド目に、今回の補正芭蕉のですね、本文 6、
0:22:24	あと添付 6 の審査基準について左の方に示しております。
0:22:30	審査基準の方にはですね、性能維持施設を
0:22:36	失礼しました。具体的下の方のまた以降になると思いますが、これに基づき、選定された具体的な設備が正施設区分ごとに示されていることと、
0:22:47	ということと、あと、
0:22:50	添付書類 2 の規制に関する審査基準につきましては、
0:22:55	(4) ですね、放射線管理施設の維持管理ということで、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び、
0:23:06	管理区内区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る設備については適切に維持管理することというふうに審査基準でございます。
0:23:15	こちらについて審査基準の整合性設備につきましては、まず一つ目ですが、一つ目といいますかまず、主
0:23:24	ですね RI 法施行規則改正に伴い導入する、自動型個人線量計は、
0:23:31	JAB 認定測定サービス事業者が、事業者が測定、
0:23:35	点検及び校正を実施することになり、当社は受動型個人線量計に関する設備を有しないため廃止措置計画におけるセンヌ移設はしないと。
0:23:44	ただし、受動型個人線量計の運用については、本保安規定の品質マネジメントシステム計画に基づく社内規定に定め、
0:23:53	放射線業務者の外部復学の線量管理を実施することで、
0:23:57	放射線業務者の被ばく管理必要な個人線量計を維持、線量計を管理することから、審査基準に適合していると。
0:24:06	ということと、いうふうに考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	資料 2 の説明は以上となります。
0:24:23	えっと、原子力規制庁ミヤジマです。
0:24:26	江藤東京電力さんからの説明ありがとうございました。
0:24:29	それでは規制庁側からの質問、コメント等ございましたらよろしくお願 い します。
0:24:44	説明ありがとうございます規制庁のフクハラですがけれども、
0:24:49	何点かあるので事実確認だけさせていただきます。ちょっとですね基本的な ところを含めて、伺いたいと思いますまず資料 1 の方から、
0:25:01	なんですけれども、資料 1 の 3 ページにですね。
0:25:08	確認線量 12mSvというのが中ほどから下、
0:25:14	出てきます。
0:25:16	この確認線量というのは、すみませんちょっと勉強不足なんですけど、何 かその御社の中で、
0:25:24	定めている自主的な
0:25:26	値という認識でよろしかったでしょうか。
0:25:34	はい。東京電力の向田です。
0:25:37	はい。自主的な基準になります法令の限度値が、
0:25:41	5 年 100mSv年間 50mSvですので、これを、
0:25:47	こういう内容に管理する当たり前なんですけどもさらにALARAの精神 でさらにもっと低いところで管理するというところで、
0:25:55	5 年 100mSv、単純に年平均すると年 20mSvになるんですけども、そ れをさらにもっと低い線量のところということで、
0:26:06	3 歳と 12mSvっていうところを確認線量と。
0:26:10	いう、社内の、
0:26:11	管理基準値を定めて、線量管理を行っております。以上です。はい。規 制庁福原です承知しました後ですね
0:26:21	ちょっと電子式線量計、
0:26:26	と、ここで書いてある 12mSv。
0:26:30	これは要は、バッチだと思っんですけども、
0:26:33	この 12mSvと電子式線量計の関係。
0:26:40	何が聞きたいかっていうと、電子式線量計は日々の作業管理で使いま すよ。そっちでも見てますよ。
0:26:50	で、この 12mSv確認線量というのは、
0:26:55	確認線量はその自動型個人線量計、
0:26:59	で見てますよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:00	APDとバッチってのはそれぞれ独立で見えますよってそういう認識でよろしいでしょうか。
0:27:09	はい。東京電力の甲斐田です。
0:27:12	はい。それぞれ独立で見えてただ1000 数値が出るタイミングはそれぞれ、
0:27:20	違いますので、
0:27:22	まず自動化と個人線量計につきましては、
0:27:26	その月の間は、数値は出ませんので、実際1ヶ月間、
0:27:35	着用して、
0:27:37	エース回収して、実際にはその赤の翌月に、JAB認定事業者の方で、
0:27:44	実際線量がわかると、通知されるのが、月末ですとか、そういった翌々月末になりますので、線量がわかるというタイミングが、
0:27:56	阿蘇
0:27:58	へ遅い時期になると。
0:28:00	そういったところで、見るタイミングがその時期になるんですけど把握できるタイミングが総合的になります。
0:28:07	APDの方はですね、日々の作業完了ということで、日々、
0:28:13	この避難ミリシーベル食べたかっていうのは、
0:28:16	わかりますので、その都度測った線量というのはシステムに自動的に登録取り込まれますので、そのガラスは駅、
0:28:26	受動型個人線量計の値が出るまでの暫定値という扱いで、APDの値とをも使いながらですね、線量管理を行っています。
0:28:36	以上です。規制庁福原ですわかりますということは、完全にこの二つの線量計は独立ではなくて、
0:28:45	児童がた個人線量計の方は、実際、被ばくした線量がわかるのは少しタイムラグがあるので、タイムラグがあるがゆえに、超えてましたではいけないから、
0:28:57	実際はAPDで日々の線量管理をして、この12ミリっていう確認線量を超えないような運用をAPDで日々行っている、そういう認識でよろしいでしょうか。
0:29:11	はい、そうです確認線量、超えるとか超えないを超える恐れがあるっていうそのタイムリーな管理については、やはりAPDを使わないと管理できませんので、
0:29:21	そこはPDAと荒側、流動化線量計、
0:29:25	それぞれ使った管理となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:28	一方 100 条で定めている三木間の各
0:29:33	個人線量ですね、こちらも移動型線量計の値が確定時となりますので、 数、500 上の線量管理というのは、
0:29:45	この自動稼働線量計の確定した値での管理ということになります。
0:29:50	以上です。
0:29:54	規制庁のトガサキですけどそこをですねしっかり説明していただきたい んですけど、ですけどというのは、8 ページの
0:30:05	表の
0:30:07	100 条。
0:30:09	計 100 条、46 条の対応で、3 ヶ月に 1 回の線量の日被ばくの管理って いうのを、下の社内規定では、
0:30:22	移動型の線量計だけではなくて、電子線量計を用いて管理するっていう ような記載になってるので、
0:30:31	それであればその電子全寮系っていうのは、
0:30:35	引き続き、3 ヶ月の限度を超えない確認のために、必要になるものにな ると思うんですけど、
0:30:46	もうそそれがなくても、自動型の線量計だけで、
0:30:51	100 条とか 46 条の 3 ヶ月の
0:30:56	確認がちゃんとできるんだっていうんであれば、そういうことをちゃんと
0:31:01	下の社内規定のところに書いてもらう必要があると思うんですけどいか がですか。
0:31:13	はい。向田です。
0:31:16	そうですね 3 ヶ月ごとに評価するっていう。
0:31:21	積算線量外部被ばく線量については、これはもう JAB 認証された測定 事業者が測った線量計じゃないと。
0:31:34	いけないというふうに法令改正になりますので、この 100 条の 3 ヶ月で 1 回の線量は確定時ですね確定時という意味では、
0:31:45	移動型線量計を測定した値を用いることになります。あくまでその間を ですね、アノズ、
0:31:53	Pでまずその場合は全然線量を知らなくていいのかっていうところ。
0:31:58	についてはですねもう当然把握しなきゃいけない。
0:32:02	現像したら超えてましたっていうことは、管理というのはありえないの で、そこは暫定値という扱いですけども、APDの値で管理はすると。
0:32:12	ただ、この三木間の
0:32:16	ここの線量管理というのは、確定値による評価。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:20	になりますので、こちらについてはガラスバッチ受動型線量計の、
0:32:25	を使った管理ということに、要は確定値による管理ということになります。
0:32:31	以上です。
0:32:34	規制庁の東郷ササキですけど今、
0:32:37	口頭でご説明があったようなことっていうのは、この今 8 ページに書かれてる文章では読み取れなくて、電子線量計がないと、この 3 ヶ月の 1 回の確認が、
0:32:50	できないというふうに読めてしまうので、
0:32:53	そうすると引き続き電子線量計っていうのは 103 条の方でも必要になる設備になってくると思うので、
0:33:03	そこら辺がちゃんと
0:33:05	自動型の方で、ちゃんと 3 ヶ月の管理がちゃんとできるっていうことを、
0:33:12	説明をしていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
0:33:19	はい。向田です。はい。わかりましたのは、確かにちょっと APD 値あくまで暫定値ということと、
0:33:25	自動型線量計確定値っていうところの説明がちょっと抜けてましたので、9 あくまでこの確定値で、
0:33:32	3 ヶ月ごとの線量管理を行うということが青、明記したいと思います。
0:33:41	規制庁のトガサキですけどちょっと我々ちょっと単純に
0:33:46	3 ヶ月に 1 回とか年間の線量っていうのは、ガラスバッチで積算で図っていくんですけど、
0:33:56	日々の管理の時に、
0:34:01	電子線量計を使うっていう使うそういう完全に使い分けてるっていうふうに最初考えてたんですけど、この説明を見ると、
0:34:12	3 ヶ月とかその年間の限度を超えないために、その関さんが、
0:34:20	最初の 1 ヶ月とか 3 ヶ月は過去の分は自動型を使って、頭突きのやつは、電子線量計を出して、
0:34:31	関さんが 3 ヶ月とか、年の線量を超えないことを管理しますっていうふうに、
0:34:37	そういうふうに説明されてるように、聞こえてしまったので、そうすると、
0:34:43	日々の管理ではなくて、3 ヶ月とか年間の線量の管理のために、
0:34:50	ガラスバッチとレンシ抜け両方必要になるっていうふうに、
0:34:55	聞こえてしまうのでそうすると、両方、ちゃんとす、必要なものとして保安規定に書かなければいけないんじゃないかっていう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:04	ことになると思うので、
0:35:06	そうそうじゃなくても、関さんの方は受動型のガラスバッチだけで固化管理できて、
0:35:13	電子線量計は日々の
0:35:17	線量とか、念のための確認とかですね、そういうふうに使分けられてるんであればそれをちゃんとはっきり言っていただく。
0:35:25	必要があると思います。
0:35:28	そこら辺をちゃんと整理する、して、していただきたいと思う。言いますけどいかがですか。
0:35:36	はい。向田です。はい、わかりましたちょっとそのの。
0:35:40	PDのあった関さんがあくまで暫定値による集計であって最終的には確定値の
0:35:49	井戸端線量計の線量に置き換わった形で、
0:35:54	最終的なその人の個人線量ということから数値を確定しますので、その運用について、もう少し明確に記載したいと思います。
0:36:07	はい。ありがとうございます。それとですねこのガラスバッチだけその管理スルー場合なんですけど、
0:36:17	単純に年間 20 ミリだとすると 3 ヶ月だと 5 ミリになりますけど、その 5 ミリを、例えば 3 ヶ月に 1 回しか測定しないと。
0:36:31	3 ヶ月II後の、
0:36:33	け集計を見たときにもう、5mm超えてましたとかっていうともう、その 3 ヶ月の限度を超えてしまうんですけど、それは今までのご説明だと 1 毎月確認をするので、
0:36:46	毎月だから例えば 2mmに見てきてたら、次の月は 1mm以下になるように、そういう管理ができるから、ガラスバッチだけでも、そういう
0:37:01	ちゃんと 3 ヶ月とか年間の限度を超えないようにできますっていう、説明だったと思うんですけど。
0:37:07	そうではなくてガラスバッチだけではなくてやっぱり電子線量計の方も使わないと、3 ヶ月とか年間の限度が超えてしまう可能性があるっていうことであれば、
0:37:19	やっぱり電子線量計の位置付けってのを行うと思いますので、
0:37:24	そこはそのガラスバッチでちゃんと、3 ヶ月とか年間の管理ができる、できるっていうことは、
0:37:32	ちゃんと説明していただく必要があると思います。
0:37:35	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:38	はい。東京電力の甲斐田です。
0:37:41	はい。
0:37:43	受動型線量計については
0:37:45	毎月、月、毎月間測定してますので、保安規定上は3ヶ月に1回ですけども、
0:37:52	そういった自動化線量計で積算せ、限度管理をするためにですね、月1回の測定頻度でエミテ、それで残りの線量が何幾つかっていうところを把握して確認しながら、
0:38:06	日比アノの作業計画に反映されますので、その辺りも含めて、明記したいと思います。
0:38:14	以上です。
0:38:20	すみません、規制庁の宮嶋です。すみませんちょっと今までの話とも重複するところではあるんですけども、ガラスバッジとEPDMABですね、APDの使い分けについて、
0:38:32	あくまでも、PDってのは、日々日々で集計できてきて、パッと見れるっていうところはあると思うんですけども、
0:38:43	それを参照するのは自主的に法定線量ではなく、自主的な値を定めてる管理線量の12mSvを超えないことを見る。
0:38:54	ということ。
0:38:55	かなと思ってます。あと受動、法定保安規定に定めてるその法定線量を超過してないことの確認ってのはあくまでもガラスバッジのみで行うことができますってことはもう、
0:39:06	今まで、
0:39:08	言ってきた通り明確に、
0:39:12	文書化して、
0:39:13	やってもらう必要があるのかなというふうに思いました。
0:39:18	すみません。今まで、私が申し上げた整理で合ってるかどうかってところは、再確認させて、
0:39:29	はい、向田です。はいその通りでございます。あくまでその中にとか、もうさらにそのALARAの観点でですね、
0:39:38	より低い線量で管理してる、よりきめ細かに管理するっていうところで、APDも使うことでよりタイムリーに把握できるというところでAPDを使いながら、
0:39:48	管理しておりますので、法令限度を守るというところでは、きちっと確認、確定線量、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:55	でもっての評価になりますので、こちらは
0:39:59	自動型線量計の確定値による評価ということで管理することで、
0:40:06	また、そういった正しいというふうに、
0:40:09	そういった管理をするということでございます。以上です。はい。規制庁宮嶋です。ありがとうございます。
0:40:15	すいませんこれ参考までに教えていただきたいんですけども。
0:40:19	この 12mSv の管理線量を超過する例ってあるんでしょうか。
0:40:24	おそらくあんまりないのかなとは思ってるんですが、
0:40:28	福島向田です。福島第二と柏崎ではありません。
0:40:35	2F、福島第二ですと、
0:40:41	土肥 1mSv を超えルー。
0:40:45	終えた実績っていうのはこちらの 2021 年度の線量分布なんですけども、行ったシマダについては、職員も作業員さんについても、
0:40:57	1 ミリ強いベイトを以下で全員占めております。柏崎刈羽につきましても、
0:41:04	五味リベート以下ですべての 100%、
0:41:09	従業員占めておりますので、この 12mSv というのは可能性があるのは福島大治のみという状況となっております。
0:41:20	はい。規制庁宮嶋です。ありがとうございました。ということは
0:41:24	自主的な管理っていうところは EP であって、が法定管理、ガラスバッジでやりますというところで、
0:41:31	はい。項は、金田さん言ってる通り明確に整理していただくということで、
0:41:37	はい。
0:41:43	衛藤規制庁福原ですけども、事実確認何点かさせてください。
0:41:48	先ほど他のサイトの話も出ましたのでちょっと確認だけなんですけれども、
0:41:56	柏崎、あと 2F1F
0:42:00	この三つのサイトを 1 年以内に
0:42:07	渡り歩くというか、三つ行く可能性は当然ありますよね。
0:42:14	はい。向田ですはい。可能性としてはあります。
0:42:18	はい、承知しました。そごめんなさいそこだけ確認したかったです。あとですね、
0:42:23	3 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:26	資料 1 の 3 ページに、上の方にですね 123IV、567 行目 8 行目ぐらいなんですけども、
0:42:35	JABの認定賞が有効期限内であることをもって確認というところあるんですが、これJABの有効期限っていつどれぐらいになりますかもしわかればでいいんですけども。
0:43:00	すいませんちょっと確認させてください。大丈夫です
0:43:04	もしわかればまた教えてください。
0:43:07	あとですね同じページでですね 3 ページの下の方に括弧書きで協力企業従業員の放射線管理というところがあります。
0:43:18	これ協力企業との工事契約時等においてというところなんですけれども、
0:43:26	工事件名ごとに、この工事並行時B工事C工事とあって工事ではどれぐらいの被ばく量を想定してますよ。
0:43:35	B工事ではどれぐらいの被ばく量まで抑えてね、Cはこれぐらいだよっていうその工事件名ごとに被ばく線量を評価、見積もって、
0:43:45	限度みたいなものを設けてるその認識でよろしいでしょうか。
0:43:53	向田です。はいその通りです工事件名ごとにですねRwという縫製作業計画を立てますので、その中でその工事の
0:44:05	もう計画線量というのを立てて、作業を行っております。以上です。
0:44:12	はい。Rwは、当然協力企業の人も対象。
0:44:18	でしょうか。
0:44:21	向田ですし、いや、社員も対象社員は直営作業もありますので、
0:44:26	直営作業の分、岩田社員の分もあります。
0:44:31	ごめんなさい。規制庁福原ですけども社員の分もあるし、協力企業の部分もあるよと。
0:44:37	その通り。はい、わかりました。
0:44:40	あとですね、当社内規定にどう書くかということが 6 ページとか以降に書いてますけれども、
0:44:50	案、括弧案とあるところは、まだこれから作るよっていう。
0:44:56	今はないんですよっていうそういう認識でよろしいでしょうか。
0:45:01	向田です。はいそうです。今はあくまでまだAPDが、
0:45:06	APDで、測定評価を全部一本で行っておりますので今APDで評価するという記載になっておりますのでこれを指導型線量計で評価すると。
0:45:19	言った記載にする必要がありますのでここはあくまで、
0:45:24	これから各記載案になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:26	はい規制庁深田です 6 ページをちょっと見ていただきたいんですけども、6 ページに表 1 というのがありまして、その欄に社内規定括弧案という、上から二つ目の欄ですかね。
0:45:42	社内規定カッコ&あって、ここに書いてある放射線管理基本マニュアル、個人線量管理業務ガイド、このマニュアルこのガイドはもうすでにあるん。
0:45:54	あるんでしょうかそれともこのマニュアルガイド自体もないので、新しく作りますよってそういうことでしょうか。
0:46:03	はい。向田です。補正管理キロマニュアルはもうすでに 3 サイト共通、山菜等あります。
0:46:11	個人線量管理業務ガイドはですねちょっとちょっと比木さんの検討する際に福島第一の方がすでに
0:46:20	自動型線量計を使う。
0:46:23	線量管理を行っておりますので、不
0:46:26	個人線量管理業務ガイドってのは福島第一の方にすでにある。
0:46:31	ガイドで、その数、記載を少し参考にしながら、
0:46:36	この社内規定の記載括弧案というのを記載しております。
0:46:40	なのでこの個人線量管理業務ガイドっていうのも、まだ名称としては、
0:46:45	福島第一の方で使ってるガイドになりますので、正式な名称については、変更する可能性があるんで、社内規定括弧案とさせていただきます。
0:46:57	はい。
0:46:58	規制庁福原ですわかりました。あと、7 ページの表 1 の一番下の部分なんですけども 7 ページの表 1 の一番下の部分。
0:47:09	少し具体的に教えていただきたいんですけども重大事故等が発生したときは、後方支援拠点用の流動型をを調達すると。
0:47:19	これごめんなさい
0:47:22	どこ、いざ事が起こったときにどこからどういうふうに持ってくるのか、どうするのかってちょっと具体的に教えてもらっていいですか。
0:47:38	はい。向田です。
0:47:40	江藤は(2)の方でよろしかったでしょうか。はい。規制庁深田です(2)です表 7 ページの表 1 の一番下の括弧 2 の、
0:47:50	SA、
0:47:52	が発生したときをどうするんだっていうところです。
0:47:55	こっちはですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:58	自動化した個人線量計を製作している普段
0:48:04	調達滝井に調達している会社にですね、会社から、
0:48:11	調達をすると。
0:48:13	それをし、発災時に、
0:48:16	本社側の方から届けるといったことを明記しております。
0:48:22	はい規制庁福原ですということは、普段どこがその事務所とか、そういうところにあるわけではなくって、
0:48:30	事が起こってからの、
0:48:33	対応、ちょっと時間的なところ、議論があるかもしれないですけども、事が起こってからの、
0:48:39	対応ですよってそういう認識でよろしいでしょうか。
0:48:43	はい向田です。そうですね。
0:48:46	今福島第一の方でもです今グラフ線量で使っておりますけども、
0:48:54	予備分としてですねそういった
0:48:57	実際所員に配布する分はもちろんのこと、
0:49:02	予備のバッチってということで、何百か、余計に毎月購入して、使ってなければそれでも返しちゃうんですけどもそれをそういったことを毎月及び予備分という形では、
0:49:16	確保しておりますので、福島第二柏崎におきましても4月からですね、ちょっとその数幾つ予備素子、もっとかっていうところはまだこれからの検討になりますけども、
0:49:27	予備という形では、毎月処理するといった運用で考えております。
0:49:33	さらにもっと後退対応にですね、
0:49:37	必要な部分については本社側からバックアップすると、そういった運用で考えております。
0:49:46	はい。規制庁深田ですとりあえず、ここについてはわかりました。私からは資料1については以上です。
0:49:58	規制庁トガサキですけど、
0:50:00	市アノシステムにちょっとシステムについて確認したいんですけども、まず、
0:50:07	2ページの2ポツ1の一井新居。
0:50:13	二つ目のパドルで一番最後に、線量管理システムに登録するって書いてありますけど、
0:50:20	これは自動型線量計の測定結果が登録されるんだと思うんですけど、
0:50:26	三瓶Gのところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:31	真ん中の方に
0:50:33	測定結果の登録とかですね、その紙、そこはシステムって書いてあるんですけども、まずこれ、これが先ほどの、
0:50:42	線量管理システム。
0:50:44	と同じものかっていうのを、
0:50:47	確認したいんですけど。
0:50:49	これは同じものでしょうか。
0:50:54	相田です。はい同じものです。あまり、G7 システムという、
0:51:00	新線量管理システムを使っています。
0:51:04	はいわかりました。で、その次の協力企業のところに書いてあるシステムっていうのも、
0:51:11	これも東電でも載ってる同じ線量管理システムに登録するということによろしいですか。
0:51:21	岡田です。はい。その通りです。
0:51:24	わかりました。それで、今度次にですね、
0:51:31	6 ページですね、6 ページの方 2、
0:51:37	社内規定の方に
0:51:40	の記載案の方に書いてありますけども、まず、
0:51:42	その(1)の自動型個人線量計のところに書いてある。
0:51:48	Fですね。
0:51:50	このシステム等、
0:51:53	あと(3)の
0:51:56	このaポツとbポツにあるシステムっていうのも先ほどの線量管理、
0:52:02	システムでよろしいですか。
0:52:06	はいその通りです。わかりました。そういうす。それと最後に先ほどちょっと議論があったのは、8 ページの、
0:52:14	社内システムっていうのがあるんですけど、
0:52:18	この社内システムっていうのと、先ほどの、
0:52:22	線量管理システムっていうのは、
0:52:26	同じものですか。
0:52:28	それとも違うものですか。
0:52:32	同じです。すいませんちょっと言葉は統一したいと思います。すべて同じです。まず、できるだけ統一してもらいたいのとあとですね、今までの、
0:52:43	説明では、その自動型の線量が、この線量管理システムに登録されるっていうふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:52	説明をずっとされてるんですけどこの 8 ページの方を見ると、
0:52:59	この合算というノダ、電子線量計の数値もうこのシステムに入力するように、
0:53:05	なってるように見えるんですけど、そそういう理解でよろしいんですか。
0:53:11	はい。APDの値も、このシステムに入ってきます。
0:53:16	そう。そうするとですね
0:53:20	ここへ所員と協力企業で、
0:53:25	施設ごとに発電所単位でシステムに登録すると思うんですけど、それが自動型の線量計の積算と、
0:53:35	あと、
0:53:36	その電子線量計の部分というのも別々に集計されて、
0:53:43	管理されてるんですか、ちょっとその。
0:53:46	組み合わせがちょっと過去分は
0:53:49	フィルムバッチの値で、
0:53:53	暫定の峠等月分が、ポケット、電子線量計のものが暫定的に加算されて、それが
0:54:03	フィルムバッチの結果が来たら、それに置き換えられるのかとかですね、ちょっとどういうシステムになってるのかっていうのを、
0:54:11	教えてもらいたいんですけど。
0:54:14	はい、甲斐田です。
0:54:17	PPもう児童数線量計もまず発電所単位で集計してますので、
0:54:23	発電所は全部ミックスっていうすしてしまうってことはまずありません。
0:54:30	それからAPDの値をAPDの値で集計してますけどもこれあくまで暫定Gの集計結果になるので、積算性の結果が、各出ましたら
0:54:42	運営自動化と線量計の値に置き換えると。
0:54:45	そういったことでございます。
0:54:47	規制庁のトガサキですけど、
0:54:51	自動型の線量計の積算っていうのが、
0:54:55	基本的には蓄積されていて、
0:54:59	並行して、電子線量計の値っていうのもずっと記録が積算されていて、
0:55:06	それで、何か 3 ヶ月ごとに何か確定して、それで、
0:55:14	どちらの値が、成果っていうのが決まってくるっていうことなんですかそれとももう、自動型の自動化頼んでもずっと積算されて、訂正に置けば電子の上のもずっと積算されて、
0:55:28	両方を見ながら、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:30	12ミリ超えないとか、そういうそういうのを確認してるということなんですか。
0:55:37	向田です。
0:55:39	と
0:55:40	自動型線量計の方は毎月毎月の、
0:55:46	その月の線量の確定値っていうことで、
0:55:50	数字が入っています。APDの方は日々の作業完了ですのでこの日は何ミリとか、そういったその日ごとのその線量という形で、
0:56:01	APDの入っています。
0:56:03	どちらも帰路システムには、
0:56:07	記録として入っておりますけども、最終的なその確定値、その3ヶ月ごとの線量がなんぼ、1年間の線量がこの1なんぼっていうところは、
0:56:16	この自動化と線量計の値を、
0:56:19	4月から持田、そのあたりを使って評価しなさいという、法令改正になりますので、
0:56:26	確定時は、必ずしも必ず自動化と線量計のほうの積算値の方の管理になります。
0:56:35	以上です。
0:56:36	はい、わかりました。
0:56:38	それ、それとですね
0:56:42	書院所員と協力企業の関係なんですけど、8ページを見ると、8ページの
0:56:52	100条とか、46条の対応は、これは所員の対応で、
0:56:59	協力企業は、160条ですね、の対応っていうことで、9ページの方にもそういうふうにしき書いてあるんですけど、
0:57:12	結局、その100条のその線量限度を超えないことの管理っていうのは、先ほどの説明だとその1000円。
0:57:22	缶管理システムで商品も協力企業も管理されてるということなんですけど、
0:57:32	素行の商品商品については先ほどの100条対応で、システムを使って管理するっていうことなんですけど、
0:57:41	協力企業のほうが、そのシステムを使って管理するっていうのは、
0:57:47	この106条の対応だとちょっと書かれてないと思うんですけど、そこはどこで読み取ればよろしいんですか。
0:57:58	はい。向田です。教育予算の方が6ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:03	予算上の
0:58:05	(3)。
0:58:07	ねえ。まとめて書いてます。協力企業さんの線量を当社が、
0:58:12	遠慮管理するっていうのは、
0:58:15	この 36 ページの(3)のところで書いてあります。
0:58:21	規制庁のところですけど 8 ページのところでは書いてないのはこれは、
0:58:27	条文対応としては、100 条の対応では、
0:58:31	協力企業の場合はないからってということなんですか。
0:58:36	このファイルですと 106 条の方は、協力企業が、
0:58:40	やらなきゃいけない。
0:58:43	燃料管理を変えていますので当社がやる管理はあくまで三条の方です。
0:58:49	106 条他の仕様書の話ですので、当社が企業さんに要求する話をしてますので、
0:58:56	106 条のこの線量管理は、各企業が自分たちの作業員の線量管理をなささいところを書いてあります。
0:59:05	規制庁のトガサキでしょ。ちょっとそこがちょっとわかりづらいんですけど、要は
0:59:12	ここのはちいページを見ると、
0:59:15	100 条対応は所員で所員についてはと東電が線量管理システムで、ちゃんと線量限度を超えないことを管理するっていうのは、
0:59:25	書いてあるんですけど、協力企業の場合は、この試運放射線管理仕様で、線量限度を超えないように管理してくださいっていうのを依頼して、
0:59:36	それは協力企業が、
0:59:40	管理をするっていうことなんだと思うんですけど、でも実際線量管理システムがないとか、管理できないんですけど、と思うんですけど、その関係ってのはどうなってるんですか。
0:59:53	向田です。協力企業さんのその作業線量管理は当然鈴木世良の企業さんも行う。
1:00:02	必要があるので 106 条で要求していて、後者の方は、
1:00:08	当然その協力企業さんの分も含めて、発電所で働く作業員全員を管理しなきゃいけないので、社員については 100、100 条。
1:00:16	両企業さんの線量管理については三条、
1:00:19	の方で、当社が行う占領ファンとして書き分けています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:26	規制庁のトガサキですけど
1:00:29	100 条の方ワダ庄司商人の線量限度が 3 ヶ月、これなりに 3 ヶ月に 1 回管理するって、
1:00:39	ということが書いてあるんですけど具体的には、線量管理システムで管理するってということが書いてあるんですけど、
1:00:47	協力業者の場合は 106 条に基づいて、協力業者に線量限度を超えないように管理してくださいよっていうのを、
1:00:57	放射線管理仕様書で書かれると思うんですけど、その下部規定には、
1:01:06	と東電の線量管理システムを用いて、線量限度を超えないことを管理するってようなことが書かれてるんですか。
1:01:15	向田です。ですねこれは企業によって違ってまして
1:01:21	結構通せば、とか、大きな企業さんですと、自分たちで自前でそういう線量管理システムを持っていて、それで線量管理やっている企業さんもあります。
1:01:32	もう、あとは弊社の方の G7 のシステムを使って管理している企業さんもあるんで、ここは企業さんが何を使って線量管理してるのかっていうところは、
1:01:45	それぞれ、
1:01:47	まちまちになります。
1:01:50	規制庁の東郷です。それでちょっと
1:01:54	先ほどからお伺いしてるんですけどだからその線量管理システムで管理しますっていうのがササキ今までの説明だと、
1:02:03	その自動型の線量計のデータっていうのは、所員も協力企業も全部、主発電所ごとに集計されて、
1:02:13	東電の線量管理システムで管理されるっていうふうに、いよいよ読めたんですよね。
1:02:22	でも、この 8 ページの 100 条の対応っていうのは、これは主、所員について規定してあって、商品の管理は
1:02:33	正線量管理システムでちゃんと管理されるってのはわかるんですけど、
1:02:39	協力業者さんの場合はそれは、放射線管理仕様書で協力会社で、線量限度を超えないようにしてくださいっていうのを言ってるだけで、
1:02:49	その管理の責任は、協力会社にあるというふうに、
1:02:56	ふうに整理されてると思うんですけど、ですんでその時にじゃあ協力業者をどういうふうに線量管理するかっていうのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:04	協力会社が線量管理システムで、
1:03:07	やる場合と、と東電のものを使ってやる場合があるというふうに考えればいいんですか。
1:03:15	はい向田です。受注者側の方の監理員については、
1:03:21	自前乗せシステムを使ってる場合もあるし、次なのか、我々の方のシステムを使って管理する。
1:03:28	する場合も、それぞれあります。
1:03:31	で、当社の方も管理はですね
1:03:35	この8ページ目の106条の、
1:03:39	123、上から四つめですかね、上から四つめのポツに、
1:03:45	受注者は、作業員の外部全量について、自動型個人線量計の
1:03:52	算定値により、毎月、
1:03:55	1日を始期とする1ヶ月単位で評価を行い、
1:03:58	放射線安全グループに評価、
1:04:00	結果報告すると。
1:04:03	てことで、企業さんから、我々も当然、
1:04:06	企業さんの線量把握しなきゃいけないので、毎月、
1:04:10	この自動型線量結果の測定結果を、
1:04:15	報告データをもらいます。
1:04:18	それを、
1:04:20	今度三条の方の6ページの方、
1:04:24	この(3)のaですけども、
1:04:28	放射線安全GMは各社の促成線量結果がシステムに登録されていることを確認するっていうのが、今ほど
1:04:38	提出された、データがちゃんとシステムに登録されていることを、企業さんの部分のですね、企業さんの分のもらった報告された線量結果がシステムに登録されていることを確認して、
1:04:51	その2ポツのところで、
1:04:53	企業さんの部分も含めて、
1:04:55	限度を超えてないかっていうところの線量管理を行うといった流れになります。
1:05:02	わかりましたそうするとあれですね三瓶3ページに書かれている、
1:05:09	ようにこの東電の買う線量管理システムに協力業者の線量の自動型線量計の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:19	測定結果っていうのは、毎月登録されるっていうふうに考えてよろしいですか。
1:05:26	はいその通りです。それをもとに、
1:05:29	主発電所全体の作業員さんの線量管理というのを行っています。
1:05:36	はいわかりました線量等での線量管理システムには、
1:05:40	その自動型の線量の測定値っていうのは、
1:05:45	商品のもう、協力企業の方はちゃんと入れて、登録されるということで理解します。で、電子線量計の値も、
1:05:57	所員だけじゃなくて、
1:06:00	協力業者さんのものも入るんですか。
1:06:04	はい。ありますそれは
1:06:09	日比は入力されるんですか。
1:06:11	もう日々、登録さ。
1:06:16	わかりました。はい。
1:06:20	ちょっと引き続き、ちょっと
1:06:24	9 ページのところで、
1:06:27	こういう整理でちょっといいのかというもう1回確認したいんですけど、
1:06:33	9 ページの最初の4行ヨンギョウっていうのは、
1:06:38	審査基準の
1:06:41	線量。
1:06:43	等量とかんについて、主に当社放射線業務者の線量管理について要求されているって書いてあるんですけど、
1:06:53	この要求自体、こういう、当社だけで良いっていうふうになんか読める。
1:06:59	要求されてるって読めるところってありますか。
1:07:10	東京電力のことです少々お待ちください。
1:09:26	あ、東京電力の後藤です。
1:09:29	先ほどところで最初の4行の部分ございますけれども、基本的に審査基準上で明確に書き分けられているというところはないというふうに認識をさせていただきます。
1:09:42	その上で、保安規定の条文等から照らし合わせる限り、11号の部分で書かれていることがそのまま弊社の100条。
1:09:53	の部分で、商品の管理として記載がされておりまして、協力企業さんの管理につきましてはその二つ前の第9号のところで、管理区域で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:04	するもの、これは全員かと思えますけれども、それらのものについても遵守させるべきことを守らせるというところの記載がございますので、それを読んで 106 条等で協力企業さんの方に要求をします。
1:10:20	そういったふうに現状は整理している状況でございます。以上です。
1:10:25	はいわかりました。そうすると主に当社っていうのは、これはちょっと、
1:10:32	要求されてるっていうのはちょっと書き過ぎだと思うんですけどいかがですか。
1:10:39	東京電力の後藤です承知いたしました今口頭でご説明させていただいたような記載の仕方に修正させていただこうと思います。以上です。
1:10:48	はいわかりました。あとですね
1:10:52	その次なんですけど、
1:11:01	この要は協力企業の場合は、
1:11:08	106 条に基づいて、
1:11:11	放射線防護上必要な事項を要求する。
1:11:15	規定を設定してるって書いてあるんですけど。
1:11:19	それは、具体的には、今までのご説明だと 4 ページ、例えば 4 ページの
1:11:28	下の図を見ると、放射線管理仕様書に基づいて、放射線管理を実施って書いてあるんですけど、
1:11:40	ここの 9 ページの説明では、
1:11:43	協力企業の従事者の線量が法令に定める線量を限度を超えないよう線量管理を行うことについては、
1:11:52	第 3 条にもひもづく社内規定に定めるっていうふうに、
1:11:57	書いてあって、
1:11:59	それが、
1:12:01	先ほどの 6 ページですね。
1:12:04	6 ページの、
1:12:06	規程でいうと放射線管理基本マニュアル、
1:12:11	放射線管理業務がガイドに、
1:12:13	甲斐、当たると思うんですけど、
1:12:17	ちょっとその、
1:12:19	関係がですね 100、
1:12:22	6 条に基づく放射線管理仕様書と、
1:12:27	3 条に基づく、
1:12:30	社内規定、
1:12:32	との関係がちょっとわからなかったんですけどさ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:37	どちらの方で線量限度の方は、
1:12:41	ちゃんとその3ヶ月とか、
1:12:44	年間超えないっていうことは、
1:12:47	規定に書かれてるんでしょうか。
1:12:57	相田です。
1:13:01	大北に書かれているのは、500、
1:13:05	100条の方で
1:13:07	書院商品ですね増員の限度管理が、100条に変えて、
1:13:13	あってマニュアルの方は、放管基本マニュアルの方に、
1:13:19	具体的な運用を書いています。
1:13:22	106条の方は、企業さんが守る大津線管理に関する事項が書いて、その中で、当然
1:13:32	自分ところの社員、作業員ですので、線量管理も受注者側がみずから行わなきゃいけないのはもうこれ電離側側の要求でもありますので、それが書いてあります。
1:13:45	それで、企業さんの方の管理については、110、110には書いてませんが、佐瀬さん上の方の交換基本マニュアルの方で、
1:13:56	企業さんの作業員の線量も含めての管理を当社が行うことが、
1:14:02	3条の6ページの方で記載をしているという整理となっております。
1:14:10	規制庁のトガサキですけど、ちょっと何となくわかってきたんですけど
1:14:16	その106以上の方は、これは8ページ、8ページの、
1:14:23	括弧2の線量の評価の項目及び頻度に関すること。
1:14:31	の事項を封鎖だ定めないといけないので、
1:14:35	そ令和アノ放射線管理仕様書で要求していて、
1:14:40	実際は、協力業者の方で、電離則に基づいて、ね、線量限度を超えないっていうことを、
1:14:50	ルール化したものを、
1:14:53	今日決めて、
1:14:55	実際に
1:14:59	受注者が、どれだけ線量を浴びてるかっていうのは、
1:15:04	この8ページの先ほどの下の、
1:15:09	4番目のポツに基づく報告を、
1:15:14	東電が受けるので、それは、
1:15:19	36ページの3条に基づく、
1:15:22	放射線管理基本マニュアルか放射線個人線量管理業務が異動。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	これの中に、
1:15:30	(3)の、
1:15:32	規定があって、
1:15:34	AAポツの一番、
1:15:39	線量評価結果の確認、
1:15:43	の報告を受けた値の確認をするっていう、東電側としてやるのが、3条の要求で書かれているというそういう理解でよろしいですか。
1:15:54	はい。その通りでございます。
1:16:03	わかりましたそうしたらですね
1:16:07	ちょっと放射線管理、
1:16:12	ですね、先ほど言われた4ページ、その放射線管理仕様に基づく放射線管理を実施っていうところを、
1:16:24	8ページの、
1:16:28	あれですね右上、一番右の下の欄とかそれは書いてありますね。だから、9ページの方ですね9ページの方にもちゃんと書いていただきたいと思うんですけどそれで、
1:16:39	ちゃんとその電離則、電離則に基づいて、線量限度を超えないということは、
1:16:45	協力業者の方で、ちゃんと管理されますと、そのデータについては、掘東電に報告されて、
1:16:56	0と東電の方では、
1:16:58	3条の
1:17:02	規定に基づいて、協力事業者の線量限度もちゃんと管理してますっていうですね。
1:17:09	そういうのがわかるようにしたいと思う。してもらいたいんですよ。要は、100条の、
1:17:15	管理は所員だけの管理で、106条に基づいて、請負業者が、電離則に基づいて限度を超えないっていう管理をする義務があって、
1:17:27	3条では、
1:17:30	協力業者の部分も、東電として把握する必要があるんで、それは3条に基づく社内規定で報告を受けて、
1:17:42	管理していますっていうですね、そういうのが、そういう説明だったと思いますので、
1:17:48	そういうのがわかるように、
1:17:51	していただきたいと思うんですけどいかが、いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:55	はい。向田です。
1:17:57	はいわかりましたじゃ
1:17:59	今おっしゃっていただいた内容についてこの 9 ページのこの 4 ポツのところに明記するというのでよろしいでしょうか。
1:18:08	そうですねはい要は
1:18:11	東電の車種主所員だけじゃなくてちゃんと協力会社の人の線量限度を超えないようにしないといけないので、それは誰の責任で、
1:18:22	どう、どうやってやられてるのかっていうことと後と東電がどういうふうに協力企業、
1:18:30	にそれをお願いお願いして、その結果をどうやって把握してるのかっていうのを、
1:18:37	全体がちょっとわかるように、表現してもらいたいと思い、思いますので、
1:18:43	9 ページで全部で、そこは表現できるんだったら 9 ページの方に書いていただければと思います。
1:18:51	はいわかりました承知しました。
1:19:17	すいませんミヤジマです関連して私の方からちょっと一つコメントさせてください。
1:19:24	8 ページの表ですね、8 ページの表で、先ほど来ちょっと私達どもの方からお話しさせていただいてる 100 条 130106 条の表がありまして、
1:19:36	これに、
1:19:37	この江藤各々の条文の守備範囲がどこでどういうふうに管理していますっていうところは、この表に追加していただいてもいいのかなと思ってます。なぜかといいますと、
1:19:48	保安規定の要求事項に対して、この柏崎とKKでしたら 2Fの方は保安規定が、10 分満足していますよというところ、抜け落ちがないっていうところは、
1:20:00	ここで明確に示していただいた方が望ましいのかなと思ってまして、
1:20:06	多少重複 3 条 100 条 130106 条で、多少重複はある部分はあるかなと思いつつも、それでもなお、抜け落ちがない、ポテンヒットになるような、
1:20:19	領域がないですよっていうところは示していただいた方がいいと考えています。よろしくお願いします。
1:20:29	向田です。はい。そうし、それじゃ加来城。
1:20:36	もう一度各所のところに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:39	適用範囲が、
1:20:41	どこに対してかっていうところを、
1:20:44	追記するという、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:20:49	はい。ご認識の通りです。
1:20:52	はい、わかりました。
1:21:03	はい。規制庁福原ですけれども、資料 1 については規制庁側から、
1:21:10	とりあえずよろしいでしょうか、天田です。はい。
1:21:14	規制庁のトガサキですけど
1:21:17	参考なんですけど 8 ページの一番 100 条の下のところの社内規定の記載案のところの、
1:21:26	確認線量個人線量目標値、社内議員、土地で三つあるんですけど、
1:21:33	確認線量で 12 で、社内限度値ってのは 2020 ミリっていうご説明があったんですけど、個人線量目標値ってというのは、
1:21:44	どういうものなんでしょうか。
1:21:49	はい、青向田です。こちらについてはですね各サイトでですね、
1:21:53	各サイト被ばく状況とか作業の被ばく状況を踏まえて各サイトで、
1:21:59	自主的に決めて管理している。
1:22:03	値ですね、
1:22:05	今現在ですと、福島第二の方は、
1:22:09	1 ミリ強いベイト。
1:22:11	柏崎刈羽の方が 5mSv。
1:22:14	参考で福島第一になりますと、
1:22:17	18mSvっていうふうに各サイトでそれぞれの被ばく状況を踏まえてですね、
1:22:23	それぞれ設定しているというものが、
1:22:26	この個人線量目標値となります。
1:22:30	わかりました。そうすると確認線量はもうと東電として、12 ミリって決めてるんですか。
1:22:39	はい確認線量 12 ミリと社内限度値 20 ミリは、3 歳と。
1:22:44	法律してます。
1:22:47	わかり、それでちょちなみにこの協力企業の方、わあ、確認線量とか個人線量目標値っていうのも設定されるんですか。
1:23:01	はい仕様書の中で、当然確認線量が 12 だよとかですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:07	限度値 20 っていうところは仕様書で明記されてますので、企業さんの方側もですね、累積線量はこの値に達してないかどうかっていうところは管理できるようになっています。
1:23:20	個人線量目標値もアノサイトウとの値ってのは、
1:23:25	9 協力企業の方も適用されるんですか。
1:23:29	ハイショウない所内全体で周知されています。
1:23:33	乗っかります注いで下刈りに協力企業の方で、3 サイト回るか、
1:23:40	企業ってのも、
1:23:42	あると思うんですけどそういう場合はどうどういうふうになるんですか。
1:23:47	それも先ほど申しあげました通り各サイトで、線量それぞれで、
1:23:53	集計して管理しておりますので、そのサイトの目標値、
1:23:58	を適用しながら、管理をしています。
1:24:05	例えば、例えば、
1:24:07	そうすると、
1:24:10	あ、すみませんFI1 ミリでKKが 5 ミリで 1 億何ミリって仰ってましたっけ。
1:24:18	ジェフ 18 です。18 ですよねそうすると。
1:24:22	全部、破産者回るとで、合計、
1:24:26	あれですので 10、20、
1:24:29	4 とかになってしまいますよね。
1:24:32	臼田。
1:24:34	合計合計した線量というのも把握できてできますので、
1:24:40	前歴線量という形で他の発電所での被ばく線量というのをもちろん見た上での、
1:24:48	線量の確認になりますのでそこは
1:24:52	もう十八、九浴びてる人が 2 分に来ても多分、ちょっとそこは実際どうなるかあれですけども、はい。そこは、2 チームでも 18 アビル 1 が 2F に来たっていうのは確認できるようになっています。
1:25:05	わかりました各発電所ごと集計されてますけど、他の発電所での積算値も、
1:25:17	わかるような、なっていて、それで例えば、
1:25:21	一撃で 18 ミリ、浴びられた方が、
1:25:27	いうふうにこようと思ったらもうできない仕事、それができないっていうことですね。
1:25:33	そうですねはい。わかりました早々に。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:36	シスターシステム自体は、発電所の3、三つの発電所、
1:25:42	すいません発電所で、三つの発電所、
1:25:46	一つずつっていうことでよろしいですか。
1:25:50	システム自体ははい。一本でサイト共通のシステムを使っています。それが三つのシステムが全部繋がっていて、
1:26:01	全部の集計ができるということです。わかりました。
1:26:09	すいませんあと、東京電波向田ですけど、先ほど最初ご説明、ご質問がありましたJAB。
1:26:16	認証事業者の
1:26:19	フッ化所の有効期間ですけども4年ということでした。
1:26:25	全然該当いたします。はい。規制庁福原です。JABの認証認定書の有効期限が4年ということで、承知しましてありがとうございます。
1:26:39	規制庁福原ですけども資料1につきましては規制庁から大丈夫でしょうか。はい。大丈夫。なあ。大丈夫です。続きまして資料2の方に移らせてください。
1:26:54	資料2につきましては、私からは1点だけ。
1:27:00	になります。5ページですね、
1:27:03	資料2の5ページの赤文字のなお書きのところですよ。
1:27:08	これ一応認識の確認だけなんですけれども、なおがキーにしてあるので、別にこの部分がなくてもまずくはない、なくてもいい。
1:27:19	という意味でなお書き。
1:27:21	という記載にしてる。
1:27:24	ということでしょうか。
1:27:26	念のための確認です。
1:27:32	と東京電力の檜崎です。
1:27:34	と規制庁さんのご認識の通りですねなくても問題ないんですが、1度この部分、Cポツ、管理区域内作業に係る放射線業務者の被ばく管理という内容ですので、
1:27:47	一応、外部被ばくについてはどうするかっていうことを記載させていただいているというものです。
1:27:53	以上です。
1:27:55	はい。規制庁深田です今我々はですね我々というのは、東京電力も含め、規制庁も含め関係者は、今ここの議論をしているので、何の違和感もないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:07	これ多分後でわからない、知らない人を見ると、ちょっと引かかるのかなっていうのを感じました。
1:28:14	ていうのは、多分ここですね、何のことだろうって思って、私なんなんだろうってしてしまうんですね。
1:28:22	これガラスバッチ、ごめんなさい自動型線量計という言葉もないし、
1:28:26	何だろうなあと思うのかなっていう気はしましたとただ、ごめんなさい、何かここ消せとか書き変えろとかそういうつもりは全くなくて、
1:28:36	なお書きで書いてあるのでなくてもいいんだらうなっていう認識。
1:28:40	ちょっとその確認だけさせていただいたということです。
1:28:56	ここの部分は内部については書いてあるけれども、外部の部分について書いてないので、
1:29:03	その説明をしたいということなんでしょうけども何かここの部分って施設のことを書いてて、
1:29:09	ずっと書いててで、ここのなお書きのところだけ運用について書いてあるので、
1:29:14	ちょっと浮いてるのかなだからこそなお書きなのかな。丁寧に書いてんだらうなっていうそういう認識です。ごめんなさい。ちょっと、何が言いたいかって言ったら、若干違和感があったかなっていうそれだけです。
1:29:27	何か修正するとかそういう話ではないです。
1:29:34	規制庁から。
1:29:35	これは規制庁のトガサキです今とここで、
1:29:40	まず、5 ページの放射線管理施設っていうのは、これは許可、
1:29:49	本文の
1:29:51	名称でしょうか。
1:29:57	東京電力の長崎です。
1:30:00	はいその通りです設置許可の分類の方に、放射線管理施設というふうにありますので、そちらの名称を持ってきているものになります。
1:30:11	cポツに放射線業務従事者個人の被ばく。
1:30:19	を確認する放射線監視機能及び、
1:30:23	放射線管理機能って書いてありますけど、従来の外部被ばく線量を測定できる状態であることっていうのは、
1:30:34	これはどちらの放射線監視機能、放射線管理機能、
1:30:39	のどちらの方ですか。
1:30:43	はい。東京電力の檜崎です 4 スライド目にありますようにですね、
1:30:51	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:54	機能機能の部分に、放射線監視機能というふうに書いていると、李、こちらには放射線監視機能になります。
1:31:02	はいわかりました。
1:31:04	今までわーわー放射線管理施設のうちの放射線管理機能、
1:31:12	として、
1:31:13	電子線量計は、外部被ばく線量を測定できる状態。
1:31:20	であることを、
1:31:22	達成するために必要な施設だった訳ですけど、
1:31:28	今回、ガラスパッチはその運用で、
1:31:32	管理するものなので、この
1:31:34	拳カーに基づく放射線管理施設の放射線科管理機能を有する、施設とか設備ではないので、
1:31:44	この
1:31:46	括弧Cからは落として、
1:31:49	ただ運用で管理するものなので、
1:31:54	それはなお書きで、間瀬設備ではなくて、
1:31:59	運用で管理するものとして記載をされたっていう、
1:32:03	そういうふうに私は理解したんですけど、そういう理解でよろしいですか。
1:32:10	東京電力の大塚です。田崎さんの議会の通りでそのつもりでこちらとしては書いてございます。以上です。
1:32:20	はい、オカヤマダですから電子線量計がモンマ比アノもあった時には、やっぱり許可に基づく、
1:32:27	放射線管理施設とか放射線管理機能を有する設備として、ちゃんとはあの性能施設維持施設に、
1:32:35	ちゃんと登録しなければいけなかったんですけど、
1:32:39	今回はそういう、
1:32:41	設備的なものではなくて、運用で管理するものなので、許可に基づくこういう設備ではなくて、
1:32:49	運用で管理するものなので、
1:32:51	こういう表現になったっていうふうに、
1:32:55	理解しましたのでここ、
1:32:59	説明としては理解できると思います。
1:33:03	で、
1:33:05	ちょっと1点だけ、2ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:09	1、ナンバーワンのこの指摘の内容なんですけど、
1:33:12	こういうふうに申し上げたんですけど、
1:33:17	ここですね最初の一行の自動型個人線量計のように外部事業者に維持管理を任せるようなものは、
1:33:26	品質マネジメント計画の中で管理されるものであり、
1:33:32	施設管理に基づくものではなく、
1:33:35	性能維持に該当するものではないと考えるっていうふうに
1:33:40	審査会合の場合は、申し上げたと思う、思うので、
1:33:45	その
1:33:47	品質マネジメントシステム計画の中で管理されるものでありっていうのを追加していただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
1:33:58	東京電力の大塚です。コメント理解しました
1:34:03	審査会合でのやりとり、
1:34:06	そうですね多少図ってるところがありましたのです、品質マネジメントシステム等の言葉も入れながら終了いたします。
1:34:17	あとこちらから確認ですけど先ほどから議論サノ 55 スライド目のなお書きは何ですかね当社としてはそんな積極的に書きたいというわけではないんですけど、
1:34:28	何ていうんすかね。
1:34:30	補正後、このなお書きがないと外部被ばく線量の測定できる施設施設持ってないんじゃないのというような見られ方というか、
1:34:39	もうできなくもなく、こういうような感じで運用で担保するというで書いてございますが、
1:34:47	そんなに違和感ございますでしょうか。
1:34:50	規制庁トガサキですけど
1:34:53	廃措置には性能施設して、性能維持施設を書く必要があるんですけど、具体的な運用は保安規定で今回、ちゃんと説明してもらうので、
1:35:06	必ずしも不アノハヤシ措置の方で、運用についての話をアノか、書いてもらう必要っていうのはないのかもしれないんですけどただ、
1:35:19	先ほどの清整理で、内部被ばくのそういうそうせ施設については書いてあるけど、外部被ばくの施設には、
1:35:27	許可の下、許可との関係で見ると本当は書かなければいけないけど、それが運用の上で担保するので、書いてないっていうことであれば、
1:35:37	なお書きで、ここのような気説明があっても、
1:35:42	あと具体的には保安規定の方で説明されますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:46	もう私は問題ないと思います。
1:35:51	東京電力大塚です。ご意見ありがとうございました。このところ、5 スライドについてはちょっと考えますこのままで、
1:36:00	ないかなと考えてございます。指摘事項についてはいただいたコメント通りちょっと修正いたします。以上です。
1:36:10	はい規制庁福原ですすみません私が先ほど、5 ページ目のなお書きのところ申し上げたんですけども個人的な意見を言ってしまいましたすみませんでした。
1:36:21	私もどちらでも結構かと思えます。
1:36:25	資料 2 につきまして規制庁から何かありますか。
1:36:29	大丈夫でしょうか。はい、それではですねすみません。資料一位と 2 につきまして、質疑応答まで終わったと思っております。で、
1:36:39	簡単に振り返りますと、資料 1 の方がですね、主に 8 ページ 9 ページあたりから、
1:36:47	指摘事項というか、質問コメントが出たかと思っております。まず 8 ページの方なんですけれども、
1:36:54	これ表があるんですが、等で、対象者ですかね、適用範囲というか対象者を明記した方がという意見が出ました。東電社員 100 条、46 条は、
1:37:08	まあ東電社員ですよねとかあと 16053 条、一番右の列は協力企業がやること。
1:37:15	ですよと。それと関連して、三条との関係の話も出たかと思っております。
1:37:23	ページ 8 ページのところに関連してあとですね確定値と、あと暫定値という言葉も出ました。確定値というのは、
1:37:33	JAB 認証が必要な 3 ヶ月ごとの分ですよと。
1:37:39	自動型の線量計のほんで方で暫定値っていうのは APD で管理します。その関係。
1:37:44	ていう話も出たかと思えます。
1:37:47	で、9 ページの方に移ると。
1:37:53	ちょっと待ってください 9 ページの方が、4 ポツのところですね、上から 4 行目 3 行目、主に当社放射線っていう、主にという言葉があるんですけどもこれちょっと、
1:38:05	修正が必要かなあ、修正をご検討くださいということが出ました。あとここについて管理仕様書ですかね放射線管理仕様書についても、追記し、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:17	ご検討くださいという話が出ました。
1:38:20	要はこの9ページのところに、東電、
1:38:28	の社員、あと協力企業、それぞれの放射線管理の、何だろう、全体像、ビッグピクチャーですかね、それがわかるようなもの。
1:38:40	抜けがないこと、全体像がわかるようなことが書ければなという話も出たかと思います。
1:38:47	資料1については、以上が、あとですね細かいところのシステムという用語を統一。
1:38:55	ですかね。G7のシステムがあると思うんですけど、このシステムという言葉が、バラバラだったんで、統一した方がという話も出たかと思います。
1:39:04	資料1について私がメモしてあるところは以上なんですけど何か抜けてるところ、大丈夫ですか。はい。
1:39:11	以上だと思っております。資料2につきましては先ほどですね1ヶ所、ページで言うと2ページ、資料2の2ページの、
1:39:23	ところで、指摘事項内容のところQMSっていう言葉も入れてくださいという話が出たかと思います。
1:39:30	資料2については以上です。
1:39:33	以上なんですけれども、何か再確認というか、この、今回今日、
1:39:40	規制庁から出したコメントに対して何か東京電力からありますか、確認しておきたいところ。
1:39:49	はい。東京電力の後藤です。東京電力側から特にございません。以上です。
1:39:57	はい、ありがとうございました。それでは本日のヒアリング、終了させていただきます。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。